## 【更新履歴】

## ・更新月日:5月19日

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.9	2.3.2	省CO2設計のシミュレーショ	a. 省CO₂設計に関する設計費
	補助額	ンなど先導的な省CO₂技術に	省CO <sub>2</sub> 設計のシミュレーションなど先導的な
		係る建築構造、建築設備等に	省CO <sub>2</sub> 技術に係る建築構造、建築設備等に係
	(1) 建設	係る設計費、 <u>省エネルギー性</u>	る設計費、として、国土交通省が認める費用を
	工事等に	能の表示に係る費用(第三者	対象とします(ただし、採択後に着手するもの
	係る補助	認証や認定表示を受けるため	<u>に限る</u> )。
	額	の申請費用、評価結果を表示	なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプ
		する費用(プレート代、シー	ロジェクトは対象となりません。また、一般的
	①設計費	<u>ル代等))</u> として、国土交通省	な設計費は対象外です
		が認める費用を対象としま	b. 省エネルギー性能の表示に関する費用
		す。	第三者認証や基準適合認定を取得して省エネル
		なお、設計や性能表示のみで	ギー性能を表示するための下記の費用を対象と
		その後の整備を伴わないプロ	します(ただし、採択後に着手するものに限
		ジェクトは対象となりませ	<u>る)。</u>
		ん。また、一般的な設計費は	1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計
		対象外です。	算に要する費用
			2) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する
			申請費用(審査費用、申請書作成代行費用等)
			3) 評価結果を表示するための費用(プレート
			代、シール代等)
			なお、省エネルギー性能の表示のみでその後の
			整備を伴わないプロジェクトは対象となりませ
			ん。また、自己評価にて省エネルギー性能を表
			示する場合の費用は対象外です。
p.10	2.3.2	※省エネルギー性能の表示に	
	補助額	係る費用について、下記の	
	注釈	費用は対象となりません。	(削除)
		・採択前に第三者認証等を受	
		けた申請費用	
		・ 第三者認証を受けるための	
		申請書作成に係る費用(申	
		請書作成やエネルギー消費	
		量の計算の代行等)	

ページ	西日	訂正内容	
ヘーシ	項目	(誤)	(正)
p.13	2.4.2	省СО2設計に係るシミュレー	a. 省CO <sub>2</sub> 設計に関する設計費
	補助額	ション費用などに対し、プロ	省CO <sub>2</sub> 設計に係るシミュレーション費用など
		ジェクト全体事業費の1%以	に対し、プロジェクト全体事業費の1%以内か
	(1) 建設	内かつ5百万円を上限(国	つ5百万円を上限(国費)に、補助します( <u>た</u>
	工事等に	費)に、補助します。また、	だし、採択後に着手するものに限る)。
	係る補助	省エネルギー性能の表示に係	なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプ
	額	<u>る費用(第三者認証や認定表</u>	ロジェクトは対象となりません。また、一般的
		示を受けるための申請費用、	な設計費は対象外です。
	①設計費	評価結果を表示する費用(プ	b. 省エネルギー性能の表示に関する費用
		レート代、シール代等))とし	第三者認証や基準適合認定を取得して省エネル
		て、国土交通省が認める費用	<u>ギー性能を表示するための下記の費用を対象と</u>
		を対象とします。	します(ただし、採択後に着手するものに限
		なお、設計や <u>性能表示</u> のみで	<u>る)。</u>
		その後の整備を伴わないプロ	1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計
		ジェクトは対象となりませ	算に要する費用
		ん。また、一般的な設計費は	2) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する
		対象外です。	申請費用(審查費用、申請書作成代行費用等)
			3) 評価結果を表示するための費用 (プレート
			代、シール代等)
			なお、省エネルギー性能の表示のみでその後の
			整備を伴わないプロジェクトは対象となりませ
			<u>ん。また、自己評価にて省エネルギー性能を表</u>
			示する場合の費用は対象外です。
p.14	2.4.2	※省エネルギー性能の表示に	
	補助額	係る費用について、下記の	
	注釈	費用は対象となりません。	(削除)
		・採択前に第三者認証等を受	
		けた申請費用	
		・ 第三者認証を受けるための	
		申請書作成に係る費用(申	
		請書作成やエネルギー消費	
		量の計算の代行等)	

.0 32	14日		訂正内容	
ページ	項目	(誤)	(正)	
p.17	2.5.2	省СО2設計のシミュレーショ	a. 省CO2設計に関する設計費	
	補助額	ンなど先導的な省CO₂技術に	省CO <sub>2</sub> 設計のシミュレーションなど先導的な	
		係る建築構造、建築設備等に	省CO2技術に係る建築構造、建築設備等に係	
	(1) 建設	係る設計費、省エネルギー性	る設計費、として、国土交通省が認める費用を	
	工事等に	能の表示に係る費用(第三者	対象とします(ただし、採択後に着手するもの	
	係る補助	認証や認定表示を受けるため	<u>に限る</u> )。	
	額	の申請費用、評価結果を表示	なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプ	
		する費用(プレート代、シー	ロジェクトは対象となりません。また、一般的	
	①設計費	<u>ル代等))</u> として、国土交通省	な設計費は対象外です	
		が認める費用を対象としま	b. 省エネルギー性能の表示に関する費用	
		す。	第三者認証や基準適合認定を取得して省エネル	
		なお、設計や <u>性能表示</u> のみで	ギー性能を表示するための下記の費用を対象と	
		その後の整備を伴わないプロ	します(ただし、採択後に着手するものに限	
		ジェクトは対象となりませ	<u>る)。</u>	
		ん。また、一般的な設計費は	1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計	
		対象外です。	算に要する費用	
			2) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する	
			申請費用(審查費用、申請書作成代行費用等)	
			3) 評価結果を表示するための費用 (プレート	
			代、シール代等)	
			なお、省エネルギー性能の表示のみでその後の	
			整備を伴わないプロジェクトは対象となりませ	
			ん。また、自己評価にて省エネルギー性能を表	
			示する場合の費用は対象外です。	
p.18	2.5.2	※省エネルギー性能の表示に		
	補助額	係る費用について、下記の		
	注釈	費用は対象となりません。	(削除)	
		・採択前に第三者認証等を受		
		けた申請費用		
		・ 第三者認証を受けるための		
		申請書作成に係る費用(申		
		請書作成やエネルギー消費		
		量の計算の代行等)		

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.126	Q28	いずれも補助対象ではありま	本事業で定める省エネルギー性能の表示とし
	A	せん。	て、BELSやCASBEEの第三者評価を行
			<u>う場合は、設計一次エネルギー消費量やBEI</u>
			等の計算をする費用も補助対象となります。そ
			のほか、BELSやCASBEEの自己評価の
			ための外注費、工事管理委託費は補助対象では
			ありません。